

文化創造的アプローチとしての和文化教育の構築と具体化

Construction and Materialization of Wa Culture Education as the Cultural Creation Approach

中村 哲*
NAKAMURA Tetsu

本小論では、文化創造的アプローチとしての和文化教育の構築とその観点に基づいて学校教育と教師教育に焦点づけた具体案を考察する。なお、本小論において主張している和文化教育は、和が日本を意味するので、日本の生活文化、地域文化、伝統文化などに基づく教育である。しかし、これまでの愛国心や郷土愛を形成するために伝統と文化を大切にする教育とは異なり、和文化自体の価値を心技体の場において継承し、発展させる文化創造アプローチとしての教育である。さらに、和文化教育の和には調和と平和の意味も含めている。調和は自然と人間、心と体が和する状態を意味し、和文化の本質であり、平和は国内外にて戦争のない状況を意味し、文化創造の基盤となるからである。

学校教育への具体化としては、各学校が教育課程において教科指導、特別活動、総合学習、保育指導、地域交流活動の5つの場を設定し、和文化の技術を伝承すると共に、自分づくり、学校づくり、地域づくりとして文化創造的関与を生み出す授業に取り組むことを提言している。教師教育への具体化としては、文化創造的アプローチに基づく教師教育への具体化の事例として、兵庫教育大学の取り組みを述べて、教員養成を担う大学が個性輝く大学づくりの方策として教育課程の改革を図ることを提言している。

キーワード：和文化教育、日本文化、文化創造、学校教育、教師教育

Key words: Wa Culture Education, Japanese Culture, Cultural Creation, School Education, Teacher Education

1 日本の教育における問題と課題

(1) 教育における問題の諸相

戦後の団塊世代として学校生活を過ごしてきた私が受けてきた教育は、他者との比較の中で優位になることが重視されていた。すなわち、ナンバーワンが評価されていた教育であった。その後、このような競争主義的な教育状況を是正し、個々の児童・生徒が本来有している素質を最大限に育成できるように教育制度や教育課程の改善が試みられてきた。しかし、教育の実態としては学校教育の場が殺人事件の現場と化するように様々な問題を孕んでいるのが現実である。例えば、いじめ、登校拒否、不登校、ピアス、茶髪、集団リンチ、恐喝、薬物使用、援助交際、寡黙、自殺、殺人など日々の情報メディアで報道されている問題行動を指摘できる。特に、人間の成長過程においてもっとも重要で、中心的役割を担う学校教育の場が崩壊する可能性も否定できないのである。

このような学校危機も感じられる問題状況をその背景的諸相である社会的側面、歴史的側面、政治的側面、学問的側面、発達の側面から検討する^①。社会的側面としては、学歴社会との関連が指摘できる。学歴社会は、近代社会において産業や科学の進展にしたがって求められ

る専門的な知識・技能の有資格化と社会集団の巨大化に伴う官僚制の発達によって生み出されてきた。それは、身分・家柄・財産などによって個人が評価された前近代的社会から能力・業績などによって個人が評価される近代社会への移行を意味する指標でもある。したがって、学歴社会は程度の差こそあれ、近代社会のどこの国においても生じる現象である。日本では明治時代から国家主導による近代化政策が推進され、その一環として国が必要とする人材育成の為に、教育制度が大学を頂点にピラミッド型に組織された。そして、各学校段階へ進学する学生を選抜する方法として入学試験が設けられた。このように入学試験の選抜方法を取り入れた単線型学校制度が運営されるようになったところに日本の学歴社会の始まりがあった。その後、社会状況の変化や教育機会の拡大に応じて学校制度の改革はなされてきたが、入学試験の選抜方法に基づく単線型学校制度は、現在でも継続されている。特に、戦後の経済発展を背景に団塊の世代の子供たちが高い学歴を獲得する教育要求が高まってきた昭和30年半ばごろから受験戦争、受験地獄と言われる深刻な社会問題となってきたのである。

このような社会的側面を背景に学校教育においては、

*兵庫教育大学第2部（社会系教育講座）

入学試験に合格する為の学力形成が優先され、試験問題に関係する多くの断片的知識を子供たちに注入する傾向を強めることになる。したがって、子供たちは本来の学習の喜びを知るのではなく、テストの成績結果に一喜一憂する競争主義的風潮に巻き込まれ、成績のみにて人物を評価することの問題にも気づかなくなる可能性もある。その意味では、本来の教育の営みを通して、人間の発達段階に応じた人間的資質や生活・社会・文化への関わり形成が十分になされない問題が生じるのである。

歴史的側面としては、第二次世界大戦後に実現した民主主義社会の建設との関連が指摘できる。わが国では1946年11月3日に公布された「日本国憲法」の制定が、民主主義社会の出発となった。この憲法の趣旨に則って戦後教育の教育目標を定めた「教育基本法」と学校教育制度改革を示した「学校教育法」に基づいて戦後日本教育も始動した。その教育の役割は、民主主義社会の建設と発展にあった。したがって、戦後の日本教育では民主主義社会を担う児童・生徒の育成が基本的課題とされた。しかし、戦後60年近くが過ぎ、戦後生まれの世代が教師になっている現在では、この歴史的課題の意識を喪失している状況が見られる。

例えば、次のようなことが指摘できる。学校運営の基礎組織である職員会議が校長を補佐する諮問伝達機関になっていたり、学級運営においても子供たちの総意を踏まえた集団活動や自治活動が停滞したままであったりする。さらに、教師は授業実践において教科書の内容を一方的に伝達するだけで、その根拠を入学試験や学期試験に求めたりする。これらの非民主的な学校運営や学級経営、無責任な授業実践などの体質が生み出されている要因は、多くの教師たちが戦後日本教育の基本的課題に対する意識を喪失しているところにある。

このような歴史的側面に関連する教師の意識形成には、国家の教育権を重視する教育政策の強化、日々の仕事における教師の多忙性、社会的問題関心よりも個人的生活関心を重視する社会的風潮も関連する。いずれにしても、個々の教師が各自の教育活動を社会的・歴史的課題から把握できなくなるにつれ、民主主義社会の維持と発展を阻害する諸問題を温存することになる。また、今後の教育が個人的資質の形成に終始し、歴史的課題としての民主主義社会の維持と発展を図る役割を減退する。

政治的側面としては、国家による教育の管理・統制との関連が指摘できる。戦後の日本教育の出発期では、「教育の民主化、教育行政の地方分権化、教育の自主性確保」を基本原則として、各地域での教育行政や各学校での教育課程と教育実践における自由裁量が認められていた。しかし、その後の社会状況や教育政策の変化に伴って、「地方教育委員会の組織及び運営に関する法律」の制定や『学習指導要領』の法的規範性の強化がなされ、

教育委員会による地方分権的教育行政や教師たちの自主的なカリキュラム開発に基づく教育実践が難しくなってきた。その意味では、戦前の教育行政とは異なる教育の管理・統制が強まってきたのである。もっとも、戦後の中央集権的傾向の教育行政においては、教育の公共性を保つために、教育の機会均等の保障、教育内容の質と水準の確保、教育の政治的中立の維持が基準とされている。

このような政治的側面としての教育行政の強化が、教育の多様性と創造性を生み出す教師の教育の自由と自主性、個々の子どもの発達要求を弱め、教育の画一化や硬直化と言われる問題状況を呈してきたのである。なお、この問題については最近になって教育行政の立場からも軌道修正が意図され、1988年の教育審議会の答申において、「各学校が創意工夫を生かし特色のある教育、特色ある学校づくりを進めること」が基準のひとつとして明記された。その具体化として「総合的な学習の時間」の創設がなされた。この「総合的な学習の時間」は、「子どもたちが自分で考え、自分の考えをもち、自分の言葉で表現するなどの力の育成」を基本的性格として、各学校及び各学級での自主的編成に委ねられている。したがって、この時間は、従来の知識教授的教育から学習者主体の教育の転換を図り、地域や学校において特色ある教育を創造できる意義を有するものである。その意味では、この時間の意義づけを明確にした取り組みが課題になる。

学問的側面としては、大学における教員養成との関連が指摘できる。教員養成を担う教育学部等の教育課程は、基本的に一般教育科目、教科関連科目、教職関連科目、教育実習によって編成されている。このような教員養成の教育課程において授業科目の内容は、担当教員に任されているだけで、教員養成の観点から各科目間及び各科目と教育実習との関連性や系統性を図ることはなされていないのが現状である。その原因として、これまでの大学教員は教育よりも研究を重視する傾向が見られたこと、他の研究者の授業内容についての関心が乏しいこと、大学における授業改善の意識が少ないことなどが指摘できる。

さらに、教科関連科目と教職関連科目との学的性格が異なることも挙げられる。例えば、初等教員養成課程における社会科専攻コースでは、社会科学の個別学問領域に関連する授業科目（歴史学、地理学、政治学、経済学、社会学、法学など。）と小学校における社会科の学習指導に関連する授業科目（初等社会科教育法）が設けられている。前者は社会科学としての専門領域に属し、各個別学問の学的成果の真実性や系統性を学的性格とする。そして、社会科の教科指導においては内容に関連する知識を提供する役割を有する。後者は教育科学としての専門領域に属し、学的成果の陶冶性を学的性格とする。そして、社会科の教科指導においては方法に関連する知識

を提供する役割を有する。その意味では、両授業科目が社会科の教科指導としての内容と方法に個別に関連しながらも、社会科の目標、内容、方法を貫く教科理論に基づく関連性を図れないのである。

このような学問的側面としての教員養成の教育課程が、教師として求められる専門的能力の形成に十分に寄与していないところに問題がある。したがって、教師としての指導能力は個々によって非常に異なっているので、子供たちは教師の当たりはずれという運に自己の教育的可能性を委ねなければならないのである。

発達の側面としては、医療的対応も必要とされる発達障害との関連が指摘できる。これまでは家庭の教育や個人の能力の問題として把握されていた子供たちの特異な行動や学習が、脳や中枢神経の機能との関連で生じる障害問題として解明されている。特に、最近では注意欠陥多動性障害（Attention Deficit Hyperactivity Disorder）や学習障害（Learning Disabilities）という症状が話題とされている。前者の特徴としては、特定な仕事を継続できない集中力の不足、思いついた瞬間に行動する衝動性、絶えず何らかの活動をする多動性などが指摘できる。具体的には、授業中に教室内外を歩き回ったり、先生の話に集中できなかったり、周りの友だちの邪魔をしたりするのである。後者の症状としては、全般的な知的発達に遅れはなく、読むこと、書くこと、聞くこと、話すこと、計算すること、推論することなどの特定な能力の習得や活用に困難を示すのである。このような症状を有する子供たちは、「自分勝手」や「わがまま」などと誤解され、いじめの対象になる場合もある。もっとも、これらの症状も成人になるにつれ、改善されるとのことである。

このような発達の側面としては、教師が発達障害についての理解不足であり、家庭、医療機関、心理士などとの連携に基づく指導や支援を実施できないところに問題がある。さらに、このような子供たちへの対応を担任教員だけに任せるのではなく、学校全体の関与、地域での支援も視野に入れて対応することが課題になる。

(2) 教育における課題

学校教育に関連する社会的側面、歴史的側面、政治的側面、学問的側面、発達の側面から教育問題の諸相を検討してきた。しかし、学校教育の場がこれらの側面からの影響を受けて教育問題を生み出しているという単純な関連ではなく、学校教育の場において児童・生徒たちの問題行動を助長し、再生産をしているところに教育問題の複雑さがある。例えば、「学校による凄まじい生徒いじめの実態」(<http://www.gld.mmtr.or.jp/~school/>)のウェブページでは、次のような内容が指摘されている²⁾。

- ・実生活においてはどうでもいようなほとんど役に立たない断片的知識を教師の権威で一方向的に詰め込み、

考える力を削ぎ落とす記憶ロボット化授業

- ・努力の対象は勉強だけの単純な価値観
- ・勉強ができる生徒は優れた人間であるとする錯覚
- ・成績上位者へのえこひいき、ツッパリ生徒への先入観による差別
- ・なんでもかんでも年中「ガンバレ」だけの精神的拷問
- ・「ルールを守ることは大切」と言う教師の、日本の法律無視の身勝手
- ・「中学生らしく」「女の子らしく」などという根拠のない独善の押し付けによる全体主義、個性を否定する基本的人権の侵害、少数は多数に従えとする価値観の画一化教育という危険思想
- ・「愛の鞭」と安易に称し、人間の尊厳を踏みにじる体罰という暴力の調教
- ・一人ひとりの生徒の目線に合わせ共に学ぶことを忘れた権威主義

これらの指摘内容は、学校における教科指導や生徒指導における教師及び学校への批判的内容であるが、学校における諸活動が児童・生徒の問題行動を誘発する理由が理解できる内容でもある。特に、学校教育における中核的役割を担う教科指導自体が、児童・生徒の学びを阻害し、問題行動を助長する状況は、学校教育の役割を否定しかねない問題でもある。このような教育問題の対策としては、前述した学校教育に関する諸側面を含めて総合的に検討する必要があるが、学校自体の教育力が改革の牽引力とならざるを得ない。その手がかりとしては、次の指摘が参考になる。『教育』国土社 621号、1997年12月)

「子どもたちは、いつもその時代の社会・文化状況を反映し、それを彼らの気分や行動に表出する。しかも、それがそのまま反映する場合もあれば、異議を唱え、『反抗』するかたちで表現する場合もある。私たち大人は、今日の子どもたちの『イラだち』や『ムカつき』の要因と背景を、日本社会の生活と文化状況のなかで読みとるとともに、子どもたちの生活世界の側からそれをとらえ直してみる必要がある。そのためには、不安やいらだちを溜め込んでいる子どもたちの声や言葉にならない訴えを丁寧に聴きとり、『イラだち』や『ムカつき』について子どもたちと一緒に語り合うなかで、それがときほぐされていくようなくみも必要である。

そして、こうした子どもたちとのかかわりのなかで、彼らの思いを聴きとり、子どもとの関係を組み換え、何よりも子どもたちの実感のもてる学びを保障する授業を工夫することによって、崩壊状態にあったクラスを建て直していった実践に学びながら、授業や学校の枠組みを組み換えていく努力も求められている。」

この指摘のように学校教育における中核的役割を担う教科指導自体、具体的には日々の授業を「子どもたちの

実感もてる学びを保障する」ものとして改善することが、個々の教師によって取り組み可能な課題である。そして、このような子どもの発達課題や学力向上への要求に対応する授業の創造と実践を、学校の教師及び地域の人々との協同活動によって学校の教育力を高めていくことが重要な教育課題である。

(3) 教育における課題へのアプローチ

教育における課題を含めて社会的課題への対応方法としては、問題解決的方法が一般に用いられるアプローチである。この方法は教育問題の事象に関する原因を客観的に説明し、その原因の改善を図る合理的対策を実施していく方法で、科学的研究方法と称される性格を有する。この方法は、西洋医学の考え方と治療法に類似する。西洋医学では身体は循環系、消化系、神経系、呼吸系などのように機能に対応した臓器や組織の部品によって構成されたものと捉える。さらに、病気は身体を構成する部品の故障として考える。したがって、病気として確証できるデータ検査と原因に対する攻撃及び排除によって元の状態に回復させることが治療の目的になっている。その治療方法が投薬と手術である。さらに、病気の原因を調べる精緻な検査法、有効な新薬や手術法の開発によって病気という問題解決を図っていく役割を有している。このような西洋医学の進歩に伴って、恐ろしい伝染病などを含む病気克服が図られてきたのである。そして、現代社会においては西洋医学が医療の主流になっている。このような西洋医学の病気に対するアプローチは、社会や自然の領域にも関連し、教育課題に対して実験的・実証的に問題解決を図る教育研究にも共通性を有する。

この方法に対して、国内外の文化事象に含まれる意味を主観的に感得し、その意味を新たな文化的価値として創造的に発展させていく方法で、文化創造的方法と称されるアプローチも考えられる。この方法は東洋医学の考え方と治療法に類似する。東洋医学では身体と精神は密接に関連し、身体の臓器も組織も部分として捉えられるものでなく、相互関連し、心身の全体的バランスを有する生命体として捉える。さらに、病気は心身の全体的バランスにおける歪みから生じる異常状態として考える。したがって、心身の全体バランスの調整を図ることが重視され、自然治癒力や免疫力の促進と強化を図り、これまでよりも健康的な心身の維持と発展が治療の目的になっている。その治療方法としては漢方薬、鍼灸、あんま、気功などが用いられる。そして、西洋医学の検査法によっては原因追究が難しい場合や複雑な要因が絡み合っている場合などの症状に対して、日常生活の気力や体力の増進によって症状の衰退を図る役割を有している。

このような東洋医学の病気に対するアプローチは、芸術や総合的な領域にも関連し、教育課題に対して直接的

対応をするのではなく、地域や学校、教師や子ども、子どもの心と体などの関わりから生み出される生命力を創造的に発展させる文化創造としての教育研究にも共通性を有する。

病気治療という目的に対して西洋医学と東洋医学のアプローチがあり、各アプローチの特徴を活用して対応する必要があるように、教育課題に対するアプローチにおいても各アプローチを活用した対応が求められる。しかしながら、医療の領域においても西洋医学が中心であるように、教育研究の領域においても問題解決的方法が主流である。さらに、戦後の学校教育におけるカリキュラムにおいても問題解決方法に基づく学問成果を反映した教科内容が重視される傾向が見られる。例えば、現行の中学校2年における教育課程の各教科の授業時間数配分では、国語、社会、数学、理科、外国語などの内容科目(525時間)と音楽、美術、保健体育、技術・家庭などの実技科目(230時間)の時間数になっている。

このようにわが国の初等・中等の学校では、前者の内容科目が中核的教育内容であり、後者の実践科目が周辺的教育内容として位置づけられてきた傾向がある。そして、わが国が戦後の廃墟状況から国際的な貢献が求められる世界の先進国として発展してきた基盤には、これまでの学校教育の取り組みが牽引力になってきたのは事実である。しかし、わが国が国際化の進展に対応する状況の中で、日本及び日本人としてのアイデンティティが問われ、学習主体である児童・生徒の多様な関心や価値観に即応できないこれまでの学校の制度や文化の限界性が、登校拒否などの子どもたちの問題行動によって露呈してきているのも事実である。

このような現状に対して、東洋医学の考えと治療法に喩えられる文化創造的アプローチによる教育課題への対応を視野に入れることが、ひとつの打開策であると考えられる。したがって、文化創造的アプローチに基づく教育の構築と具体化を考察したい。特に、取り上げる文化内容として、わが国の生活文化、地域文化、伝統文化などを幅広く包含する和文化的領域に焦点づけた文化創造的アプローチとしての和文化教育とそのような和文化教育の指導能力を形成する教育大学のあり方について提言する。

2 文化創造的アプローチとしての和文化教育の構築

(1) 和文化教育構築の背景

「学校教育に和文化的な風を」という活動フレーズで、学校教育における和文化教育の理論的・実践的研究を兵庫教育大学教官の有志を中心に平成13年度から提唱し、推進している。そして、和文化教育は、和文化的和が「日本」を意味するので、日本の生活文化、地域文化、伝統文化などに基づく教育と理解される。しかし、これ

までの愛国心や郷土愛を形成するために伝統と文化を大切に教育とは異なり、和文化自体の価値を心技体の場において継承し、発展させる文化創造アプローチとしての教育を意図している。さらに、和文化教育の和には調和と平和の意味も含めている。調和は自然と人間、人間と人間、心と体が調和する状態を意味し、和文化の本質と考えられ、平和は国内外において戦争のない状況を意味し、文化創造の基盤となるからである。

このような和文化教育を提唱し、構築することになった主な理由として次のことが指摘できる。最初の理由としては、私自身の中学校時代の体験がある。私が昭和35(1960)年4月入学した神戸市立飛松中学校は、当時、神戸市内でもベスト3に入るほどの大規模学校。学年の学級数は、1学級55名の18学級。1年上の学級数は22学級、1年下の学級数が16学級で、多い時には生徒数が約3千人の学校であった。これほどの大規模校であったので、喫煙、万引き、喧嘩などの生徒たちの問題行動も見られたのであるが、他学区から越境入学をする生徒もいたように市内では評価が高い学校であった。その主な理由は、学校環境として自然に恵まれていたことがある。六甲山脈の西にあたる山麓に位置し、戦前の宮邸の跡地に新制中学校として建設されたので、四季の樹木と清流が校地にあり、校内で夏キャンプを実施していた。そのような自然環境の懐に抱かれて学校生活が営まれていたのである。そして、20代や30代の若い先生方が多く在籍されていたこともあり、教師と生徒の絆が、勉強、部活動、日常生活を通して強かったことが指摘できる。

中学校時代は、人間形成において重要な時期であり、その時期に影響を受けた価値観が自己としての人格の中核を形成する。私自身の学校生活を省みる時に、中学時代に過ごした学校環境と交流できた先生の影響が人間形成の基盤であった。特に、岡山大学教育学部を卒業された社会科担当の新任の先生が、岡山に伝承され、わが国においても武芸の源流とされている竹内流の担い手であった。竹内流は戦国時代の初期に竹内久盛によって創設され、捕手、腰之回小具足、羽手(柔術)、棒、剣法、十手、鎖鎌、槍、薙刀なども含む総合武術である。部活動ではなかったのであるが、同好会として先生から羽手(柔術)の型を教えてもらっていた。柔術の技には、突き、蹴り、投げ、絞めなどがあり、最初は生傷が絶えなかった。しかし、稽古をすることを通して、相手と呼吸する体捌きや業の動きが決まる瞬間を味わえるのである。この瞬間は、業の動きに双方の動きが合致し、自我を忘れるという体験である。さらに、その体験が自然に接した時に実感できる心の純粹さと類似することを感じた。高校時代に、その体験が西田哲学の根源である「純粹経験」だと理解したのである。中学校時代に体験できた学校環境の素晴らしさと恩師から指導を受けた武道の稽古

によって得られた「純粹経験」を実感したことが、「和文化」の価値を体得する私の素地になっている。

第2の理由として、教育界も含めて社会的背景として和文化の関連内容が見直されていることが指摘できる。この数年においてファッション、インテリア、器や小物などの領域において、「モダン・ジャパニーズ」と称される和風スタイルが注目されている。また、長屋や農家などの古い木造建築の再生を図り、入居や店舗開業などに利用する傾向も見られる。そして、飲食業界においても、創作和風料理を和風空間の場所で楽しめる和風ダイニングの人气が高まっている。このような傾向の中で、関西地域では河合隼雄文化庁長官が提唱された「関西元気文化圏」構想が具体化され、日本の社会の活性化が図られている。さらに、インターネットの和文化関連の総合的情報サイトとしても次のサイトがある。

「JAPANたいぶ」(<http://www.japantype.com/>)

「Wahoo和風Japan」(<http://www.wahoo.info/>)

「日本文化サーチエンジン」

(<http://www.cul-net.com/servlet/jp.co.culnet.top.Search>)

「WAHOO!JAPAN和風日本」

(<http://www2u.biglobe.ne.jp/~likyu/wahoo/>)

また、私が開設しているサイト「和文化教育の風」も公開している。(<http://hsdb.soc.hyogo-u.ac.jp/wabunka/index.htm>)。

一方、出版界においては、『声に出して読みたい日本語』のブームをきっかけに日本語の語源、朗読、文章表現に関する数多くの出版がなされている。特に、そのような日本語ブームを引き出した斎藤孝氏は、「腰肚文化」として日本文化の特性を指摘し、その特性に基づく教育のあり方を提唱している。具体的に、学校教育の場においては、「斎藤メソッド」と称する手法を活用して、身体其自然体のつくり方や国語学習などの指導もしている。私は中学校時代から武道を稽古する機会があり、現在でも武道の中で居合道を続けているので、氏の指摘される「腰肚文化」や自然体ということは、日本文化の所作や技術を体得する基礎・基本であると理解できる。ただ、斎藤氏が心技体の個人的能力の開発を重視するのに対して、提唱する和文化教育においては心技体の場づくりを重視する。そして、生活文化、伝統文化、地域文化において継承されてきた技術修練を通して、学級、学校、地域などの社会の場において文化を創造していくことを目的としている。したがって、和文化の価値や技術を個人の能力開発のみに活用するだけでなく、学校、地域、国、世界などの社会の場において文化の伝承を参照して文化の理解や交流に留まらず、新たな文化の創造に関与することになる。

このような社会的背景において20世紀のわが国が政治と経済を重視した国家づくりであったのに対して、21世

紀のわが国は文化を基軸にした国家づくりを展望すべきであると言える主張が読みとれる。さらに、経済財政諮問会議は、本年4月に「日本21世紀ビジョン」の報告書においてわが国の目指すべき将来像として「開かれた文化創造国家」を提案している。そのためには、このような文化創造を担う児童・生徒を育成することが基盤になる。

第3の理由としては、戦後教育への疑問がある。私も含めて昭和30年代に学校教育を受けた団塊世代にとっては、学校は勉強するところであり、先生が教えてくれる知識を習得し、帰宅後も勉強に努力するという価値観が浸透していた。その具体的な学習方法が、教科書の内容を記憶することであった。社会、理科、国語、英語の試験問題は、教科書の内容を正確に覚えておけば、8割から9割の点数を取ることができた。高校の場合には、数学の模範解答例も記憶したのである。その意味では、私たちの世代は学校の過密カリキュラムに疑問を感じる余裕もないままに、日本の経済的発展を背景に学校教育における知識習得の授業を甘受してきたのである。しかし、現状の学校教育では、落ちこぼれ・非行・いじめ・自殺・万引・暴力・喫煙・飲酒・登校拒否・学級崩壊などの問題行動に見られる子供たちの発達の危機状況としての深刻な問題が、当時よりも顕在している。

昭和30年代における生徒たちの問題行動は、学級における5～6人の生徒によるものであり、多くの生徒たちは普通の子どもであった。しかし、昭和40年代半ばから学校での暴力事件が噴出したり、普通の子どもとして見られていた生徒たちが問題を生み出したりして、非行グループとそうでない子ども境が不明確になってきた。グループ外しなどのいじめは、どの学級においても蔓延していた。さらに、登校拒否の児童・生徒の存在は、驚くべきことでなくなったのである。これらの学校教育における問題の主な要因としては、硬直した学校制度、学校中心の学校運営、均一化した教育課程、知識注入の学習指導などに起因する学校自体の教育力の低下にある。そして、そのような知識内容の教育課程と知識教授の学習指導が重視され、心と体の教育が統一的関連を有しない戦後教育のあり方を改革するためには、心身が呼応できる文化的に価値の高いものへの教育が必要であると考えられる。そのような文化価値を有する主要な領域が和文化である。

第4の理由としては、平成14年度から実施されている総合的な学習の時間と音楽教育における和楽器の活用を起因として、各学校において和文化教育の実践が盛んになされてきていることである。各地の和文化教育の実践については、「和文化教育関連の授業実践情報」として約500事例をデータベースに保存している。例えば、琴、三味線、太鼓、雅楽、歌舞伎、文楽、能、狂言、神楽、

茶道、陶芸、日舞、武道など多様な実践がなされている。兵庫県での取り組みを例示すると、次のような実践が見られる。ソーラン踊り（赤穂市立赤穂東中学校）、母子神楽（三田市立母子小学校）、茶道（兵庫県立川西明峰高校）、播州歌舞伎（中町立中町北小学校）、龍神太鼓（中町立中町中学校）、明神太鼓（兵庫県立夢前高校）、沼島太鼓（南淡町立沼島小学校）、人形浄瑠璃（三原町立三原中学校、南淡町立南淡中学校）、紙すき（西宮市立名塩小学校）、焼物（篠山産業東高校）、鉢づくり（篠山市立今田小学校）、こいのぼり（東条町立東条西小学校）、竹細工（南淡町立阿万小学校）、播州織（県立西脇高校）、黒豆栽培（三木市立口吉川小学校）、田植え（滝野町立滝野南小学校）、播州柏の飼育（中町立中町南小学校）など。

これらの実践は各地域における行事、祭り、伝統産業、芸能などの和文化を取り入れたものである。これらの取り組みにおいて、伝統文化を継承することを重視する事例と伝統文化を活用して学校や地域への関与を重視する事例が見られる。特に、後者の事例では上演会、展示会、交流会などの企画の参加によって、伝統文化の技術を活用した新たな文化活動を生み出している。さらに、これらの活動を通して子供たちの問題行動が改善されてきているのである。

最後の理由としては、平成13年4月に兵庫教育大学学長補佐体制の一環として、専門大学院の調査検討に関する業務を委嘱され、平成14年3月までの1年間にわたって学内協力者と学外協力者の方々と論議し、平成14年3月に作成した「兵庫教育大学専門大学院構想に関する報告書」の『文化創造指導者の養成を目的とする大学院構想案』の提案に基づく具体化がある³⁾。この提案内容は、「日本の文化的意味に根ざした豊かな人格形成と国際社会における日本文化の創造を図る高度な専門性を有する教師教育」を目的として、大学院修士課程における研究科の講座編成と授業科目を提案している。そして、教師の専門的能力として和文化における特定領域の技能技術の獲得が図られる提案である。

本提案内容は、大学院修士課程を想定したものであるが、本年4月から国立大学法人として特色ある大学づくりが課題とされている。本学における学校教育学部の教育課程の改善にも有効に機能する改革案でもある。その為、教師の資質能力として求められる学校や地域の文化創造指導力形成を目的とする文化創造的アプローチに基づいて、特色ある教員養成の教育課程を編成し、個性輝く教員養成大学づくりを意図する取り組みを始めている。

(2) 和文化関連教育の基本的性格

これまでの和文化教育に関連する教育（以下、和文化関連教育と称す）としては、平成7年度から開始された

文部省による「伝統文化教育推進事業」が取り上げられる^④。この事業においては各道府県の伝統文化教育進地域の中で小・中・高等学校が伝統文化教育推進校として指定され、「次代を生きる児童生徒が、学校教育の場において、地域の伝統文化に触れ、それを体験する活動の機会を持つことにより、文化と伝統に対する理解を深め、尊重し、さらに継承、発展させる態度の育成を図ること」が意図されている。例えば、平成9・10年度伝統文化教育推進地域としては、青森県三戸郡階上町、千葉県佐原市、新潟県佐渡郡・両津市、富山県婦負郡八尾町、岐阜県恵那郡串原村、愛知県北設楽郡設楽町、京都府綴喜郡宇治田原町、奈良県山辺郡・添上郡、島根県邇摩郡温泉津町、岡山県笠岡市、徳島県勝浦郡勝浦町、福岡県八女郡矢部村、佐賀県西松浦郡有田町、熊本県球磨郡錦町、宮崎県西都市・児湯郡西米良村、鹿児島県阿久根市、沖縄県島尻郡具志川村・仲里村が指定されている。そして、各地域から指定校が選択されている。取り入れた伝統文化は、次のような活動になっている。

舞・踊り・歌舞伎等（道仏神楽一青森県道仏小、越中おわら一富山県八尾小・八尾中、歌舞伎一岐阜県串原小、白石踊一岡山県白石小、山田楽一鹿児島県脇本小・三笠中など）。

太鼓・祭等（子ども鬼太鼓一新潟県小倉小、中山太鼓一岐阜県串原中、太鼓踊り一奈良県吐山小、くらんど太鼓一熊本県西小・錦中、乙女太鼓一沖縄県仲里中など）。

囃子・地唄・民謡等（佐原囃子一千葉県佐原小・中・高、小木おけさ一新潟県小木中、矢部木逸唄一福岡県飯干小、琉歌一沖縄県具志川中など）。

農産業等（八尾和紙一富山県八尾小・中、宇治茶一京都府田原小・宇治田原小・奥山田小・維孝館中、炭焼き一奈良県西豊小・宮崎県越野尾小、味噌づくり一熊本県木上小など）。

焼物・工芸等（福光石の加工一島根県福波小、有田焼一佐賀県有田小・中・高など）。

遊び・その他（お手玉遊び一熊本県一武小、シーサー・エイサー一沖縄県美崎小など）。

この事業において選択されている地域は、伝統文化の継承として特色あるところである。これらの地域において伝統文化推進活動をする目的が、次の青森県三戸郡階上町の研究主題から読みとれる。

「本町では、『町づくりは人づくり』を基本理念とし、生涯学習のまちづくりを中心に多くの施策や事業を展開しているが、その中で『ふるさと教育』は重要な柱の一つとなっている。

このことから、地域に伝わる伝統芸能の伝承活動を教育課程の中に位置付け、次代を担う児童自らが、体験や学習を通して郷土の文化や歴史を学ぶことによって、先人の努力を知り、郷土や地域の伝統文化を大切にす

度を養い、ふるさとを愛する豊かな心の育成に繋がるものと考え、本主題を設定した。」（『初等教育資料』1999年7月増刊）

「伝統文化教育推進事業」は、これまで社会教育的観点で取り組まれていた伝統文化の伝承活動を学校教育に取り入れるきっかけになったところに意義がある。もっとも、その背景には郷土芸能や伝統行事の伝承の危惧がある。したがって、伝統文化の継承が重視され、その文化自体の価値よりも郷土への愛情や貢献の態度の育成を図ることが目的とされ、各地域に限定される特殊な教育活動として捉えられる問題がある。その意味では、この事業の意図は地域への道徳教育の充実におかれていると考えられる。さらに、本事業での地域を日本という国に置き換えれば、わが国の学校教育において「伝統・文化の尊重」が重要視される意味も推察できる。

現行のわが国における教育課程は、平成10年7月に教育課程審議会が答申した基準改善の基本的なねらいとして掲げられている「豊かな人間性や社会性、国際社会に生きる日本人としての自覚を育成すること」に基づいている。そして、豊かな人間性や社会性に関連する「心の教育の充実」が核とされ、その育成を「道徳の時間」を含めた学校の教育課程全体で取り扱われるようになっている。さらに、「我が国や郷土の歴史や文化・伝統に対する理解を深め、これらを愛する心を育成する」ことによって異文化の理解と国際協調の精神を培う日本人育成と関連づけられている^⑤。

各教科の目標及び内容は、これらの改善のねらいに基づいて設定されている。例えば、小学校学習指導要領「社会」においては、目標の改善について「児童が地域社会や我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を一層深めるとともに、世界の人々と共に生きていくことが大切であることを自覚できるようにすること」を視点にしている。その為、「我が国の国土や歴史に対する理解と愛情をはぐくむ」と「国際協力・国際協調の精神を培う」ことが各学年の目標と内容の基本視点になっている。さらに、このような教育の主張は、平成15年3月に中央教育審議会が答申した「新しい時代ふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」の内容に呼応している^⑥。

この内容については、平成14年11月に中間報告が出されて以来、教育基本法の見直し問題として論議が続いている。批判する立場の危惧は、教育基本法の改正が憲法改正に連動すること、そして「郷土や国を愛する心」「たくましい日本人の育成」「伝統・文化の尊重」などの規範的理念や徳目の価値教育に陥ることが指摘できる。私が提唱している「和文化教育」も文化内容として、日本の「伝統・文化の尊重」に関連するので、一般的にこのような教育基本法の見直し推進の立場で捉えられるの

である。しかし、これまでの行政的関与で推進される和
文化関連教育とは、基本的性格を異にする。その違いを
明確にするために、さらに中央教育審議会の答申内容を
検討する。

この答申（2003年3月）においては、教育目標として
「二一世紀を切り拓く心豊かでたくましい日本人の育成」
を掲げ、新しい時代にふさわしい教育基本法の在り方に
関する次の7視点が明示されている。①信頼される学校
教育の確立 ②「知」の世紀をリードする大学改革の推
進 ③家庭の教育力の回復、学校・家庭・地域社会の連
携・協力の推進 ④「公共」に主体的に参画する意識や
態度の涵養 ⑤日本の伝統・文化の尊重、郷土や国を愛
する心と国際社会の一員としての意識の涵養 ⑥生涯学
習社会の実現 ⑦教育振興基本計画の策定。これら7つ
の視点のひとつが、「日本の伝統、文化の尊重、郷土や
国を愛する心と国際社会の一員としての意識の涵養」で
ある。そして、この視点について次のような説明がなさ
れている。

「グローバル化が進展し、外国が身近な存在となる中
で、我々は国際社会の一員であること、また、我々とは
異なる伝統・文化を有する人々と共生していく必要があ
ることが意識されるようになってきた。そのような中で、
まず自らの国や地域の伝統・文化について理解を深め、
尊重し、日本人であることの自覚や、郷土や国を愛する
心の涵養を図ることが重要である。さらに、自らの国や
地域を重んじると同様に他の国や地域の伝統・文化に
対しても敬意を払い、国際社会の一員として他国から信
頼される国を目指す意識を涵養することが重要である。

なお、国を愛する心を大切にすることや我が国の伝統・
文化を理解し尊重することが、国家至上主義的考え方や
全体主義的なものになってはならないことは言うまでも
ない。」「（新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振
興基本計画の在り方について」中央教育審議会答申）

この説明論拠は、国際社会の構成員として他国の人々
との共生が求められる状況において自分たちの国や地域
の伝統・文化の理解、日本人としての自覚、郷土愛や愛
国心の涵養の必要性にある。このように「伝統文化教育
推進事業」から現行の教育課程、今後の学校教育を方向
づける教育基本法までの和 culture 関連教育の基本的性格は、
地域や国の文化や歴史などの理解と愛情を育て、国際社
会においても日本人としてのアイデンティティを有する
人格形成を図るものと捉えられる。すなわち、和 culture 関
連教育では、その目的は、日本人としての資質を有する
人格形成にあり、伝統文化を含む和 culture の取り扱い
は日本人としての人格形成の手段として活用されるところ
に基本的性格がある。そして、戦後教育においてはこの
ような主張に対して、国家主義、復古主義、道徳的態度
の注入などの批判がなされてきた。それらの批判について

は「国家至上主義的考え方や全体主義的なものになっ
てはならない」と、本報告においても指摘されている。し
かし、「心豊かでたくましい日本人の育成」という教育
目標と関連づけられている限り、公教育が個人の内面価
値へ介入するものとする批判が繰り返される。さらに、
我が国の伝統文化等に基づく教育の理念が、個人の人格
形成を意図した郷土愛や愛国心の育成、伝統や文化の理
解と尊重ではこれまでの論議の繰り返しで、発展性が
見えないのである。したがって、これまでの和 culture 関
連教育における論拠を止揚する伝統文化等に基づく教育
の新たな理念が必要となる。

(3) 和 culture 教育の領域と方法

和 culture 教育は、言うまでもなく東洋医学のアプローチ
に類似する文化創造的方法に基づく教育である。これは、
教師や子供だけでなく地域の人々も含めた私たちが、わ
が国の生活文化、伝統文化、地域文化に含まれる価値を
把握し、それらを教育関与における交流によって新たな
文化として創造させていく性格を有するものである。こ
の教育は、不登校、いじめ、学級崩壊、非行などのよう
に子供たちの人間形成に係わる問題に直接的に対処し、
即効的成果を生み出さないが、建物、運動場、教室、掲
示物、図書、教材などの物的環境と教師、子供、事務職
員、父兄などの人的環境から醸し出される学校文化、そ
のような学校文化に影響を与える地域や日本の文化を醸
成する方法に依拠する⁷⁾。

この文化創造的方法においては学習主体である児童・
生徒が、生活文化、地域文化、伝統文化として醸成され
てきた文化的意味を各自の価値観との関連で感得し、そ
の文化的意味を具現化する技能・技術を獲得し、他者
との交流の場における文化創造活動を実行することによ
って「世界に一つだけの花」の中で歌われているオンリー
ワンとしての自分づくりが可能になる。さらに、そのよ
うな文化創造を基軸に学校も地域も創造する活力を生み
出すのである。また、このような文化創造的方法に基づ
く学校、地域、わが国の文化成熟が間接的に教育の諸問
題を解消させていくことになる。例えば、登校拒否をし
ていた児童・生徒が、運動会での太鼓演奏の練習をする
ことによって他者との繋がりをつくり、登校するよう
になったことなどが指摘される。

このような文化創造の重要性については、文化審議会
の答申（平成14年2月）「文化を大切に社会の構築
について～一人一人が心豊かに生きる社会を目指して」
において、今後の社会における文化の機能・役割として、
次のように指摘されている⁸⁾。

「文化は、①人間が人間らしく生きるために極めて重
要であり、②人間相互の連帯性を生み出し、共に生きる
社会の基盤を形成するものです。また、③より質の高い

経済活動を実現するとともに、④科学技術や情報化の進展が、人類の真の発展に貢献するものとなるよう支えるものです。さらに、⑤世界の多様性を維持し、世界平和の礎となります。

このような文化の果たす機能や役割にかんがみ、社会のあらゆる分野や人々の日常生活において、その行動規範や判断基準として『文化』を念頭に置いて振る舞うような社会、言わば『文化を大切にする社会』を構築することが必要です。」

本答申での文化の意味は、「最も広くとらえると、人間が自然とのかかわりや風土の中で生まれ育ち身に付けていく立ち居振る舞いや、衣食住をはじめとした暮らし、生活様式、価値観など、人間と人間の生活にかかわることの総体」とされている。そして、和文化の領域に限定されるものではないが、文化は政治や経済などの機能的側面の役割を有するのではなく、社会諸相の核になる機能と役割を有するものとされている。その意味では、あらゆる文化領域が根底である文化力に通じるところに共通性がある。

そのような文化を大切にする社会の構築方法として、次の5つの方法が挙げられている。「社会全体で文化振興に取り組む」「文化を大切にすることを育てる」「我が国の『顔』となる芸術文化を創造する」「文化遺産を保存し、積極的に活用する」「日本文化を総合的・計画的に世界に発信する」。これら総合的施策の方法の中で、「文化を大切にすることを育てる」の教育に関連する方法として、「我が国の歴史、伝統や世界の多様な文化を尊重する教育の充実」「子供の文化体験活動の推進」「教員の豊かな感性と幅広い教養の涵養」「国語の重視」「地域における文化の振興」が明示されている。これらは家庭教育、学校教育、社会教育、教師教育などの教育機能を有するすべての領域に関連する方法である。したがって、それらの領域における教育活動が文化創造に収斂していく教育の理論的・実践的研究と教育施策の統合的対応が重要であると言える。

その理論的仮説が、「文化創造的アプローチとしての和文化教育」である。和文化の領域としては、「茶道、華道、書道などの芸道文化。能、狂言、歌舞伎、人形浄瑠璃、音楽、舞踊などの芸能文化。浮世絵、版画、陶磁器、漆器などの美術・工芸文化。物語、和歌、俳句、川柳などの文芸文化。落語、漫才、講談などの話芸文化。相撲、柔道、剣道などの武道文化。着物、染織などの衣文化。日本料理、伝統食、和菓子などの食文化。住宅、城郭、寺社、家具などの住文化。冠婚葬祭、礼儀作法などの儀式文化。」などが指摘できる。

このように和文化の種類としては、多様な領域があるが、それらの和文化の技能・技術の獲得と和文化の継承・発展を図る方法は共通している。その方法は、和文化に

関する知識を頭で習得するのではなく、心身で型としての技術や技能を体得するところにある⁹⁾。例えば、茶道の稽古では、すわり方、礼の仕方、立ち方、歩き方、帛紗さばき、なつめのふき方、茶筌通しなどの割り稽古の反復練習から薄茶平点前や濃茶平点前などの点前の所作を体得していく方法が用いられている。また、剣道の稽古では、座り方、礼の仕方、歩き方、足の構え、しないの握り方、素振り、正面打ち、小手打ち、胴打ちなどの基本技術の反復練習から切り返し、掛かり稽古、地稽古などの所作を体得していく方法が用いられている。すなわち、これらの稽古に内包されている技の修練によって心と体が一体化する心技体の統合的方法と言える。さらに、このような心技体の統合的方法によって体得した技能や技術を活用して他者との交流を図る場において新たな文化的価値を創造する教育実践が、「文化創造としての和文化教育」のモデル実践として捉えられる。

このような和文化教育の試みによって今後の学校教育の改革を推進させるためには、これまでの日本文化の取り扱いを超克する文化創造的方法に基づくカリキュラム及び教材の開発と学社融合に基づく学校と地域の文化創造活動が必要とされる。さらに、そのような技能・技術を有する文化創造指導者としての高度な資質を有する教師教育が求められる。また、このような文化創造としての和文化教育活動は、学校だけでなく、地域社会や国際社会における多元的な学習の場においても可能であるので、新世紀の課題である文化国家の創造の牽引力にもなる。¹⁰⁾

3 文化創造的アプローチとしての和文化教育の具体化

(1) 学校教育への具体化

学校教育への具体化を図るために、これまでの和文化教育関連の授業事例に関する資料収集が基礎作業として必要になる。その作業として、市販されている教育情報誌、全国紙・地方紙・教育新聞等の紹介記事、ウェブサイトの紹介ページの検索結果などを参考して、「和文化教育授業実践事例データベース」の開発をしている。このデータベースでは、各実践事例レコードを、活動内容、学校名、郵便番号、住所、代表者、学年、実施年月、備考のフィールドの視点に基づいて保存している。本年8月現在ではレコード数が498事例となっている。このような先行授業事例のデータベースを開発する意義は、これまでの授業実践研究が実践報告に終始していたのに対して、先行の授業実践事例の研究成果を批判検討し、先行の研究成果を発展させる研究確立にある。

これらの授業実践に関する資料収集を基礎作業としながら、収集した授業事例の中からモデル授業の抽出と分析、さらにモデル授業の開発を企画している。具体的に

は、和文化教育の授業を教育課程の観点から教科指導、特別活動、総合学習、保育指導、地域交流活動の5つの場を設定し、和文化の技術を伝承すると共に、自分づくり、学校づくり、地域づくりに創造的関与を生み出している実践例の発掘と開発に取り組んでいる。

昨年度の研究成果として、平成15年10月に『「和文化の風」を学校に一心技体の場づくり』（明治図書）を刊行した^①。「第1章 出風が吹き出した和文化教育」においては、和文化と和文化教育の基本視点が論述されている。「1『和文化』への羅針一祭りを通して」（山折哲雄）では、和文化の本質が京都における行事や祭りを通して考察されている。「2和文化領域の海図」（河内厚郎）では、伝統芸能の起源、三味線音楽による芸能文化の発展経過、和文化と世界文化との関連が指摘されている。「3文化創造としての和文化教育の航航」（中村 哲）「4和文化教育の航跡と意義」（安部崇慶）では、前述の和文化専門の知見を視野に、これまでの和文化教育のあり方を批判し、文化創造としての和文化教育の理論的示唆と芸道の稽古論に基づく教育原理が述べられている。さらに、「5理想的な新音楽教育へ、出発進行！―和楽器の登場の意味とその周辺―」（茅原芳男）では、和文化教育の魁的役割を担った和楽器の活用による音楽教育の改革と指導が要約されている。「6外国人の目から見た日本の学校武道教育」（アレキサンダー・ベネット）では、外国人の視点から武道の本質と武道教育への提言がなされている。

「第2章 和文化教育の実践をする」においては、教育課程の観点から教科指導、特別活動、総合学習、保育指導、地域交流活動の5つの場を設定して、具体的な授業実践を紹介している。教科指導としては、「1筆先で確かめようしなやかな日本の文字文化―熊野の筆が作り出す世界―」（小竹光夫）、「2半歳の『からくり人形』機巧に迫るものづくり」（安東茂樹・小栗一彦）、「3『じゅうどうあそび』による体ほぐし」（永木耕介・松下健二）、「4土佐弁を用いた英語教育の実践―日本語にもある現在完了形―」（高島英幸）、「5歌舞伎衣装にアイヌ文様の摩訶不思議」（鈴木克徳）の5事例である。

特別活動としては、「1琴線に触れる箏曲指導」（松下健二）、「2日本鶏『播州柏』の飼育から郷土芸能『鶏合わせ』の復活へ」（有吉研治）、「3伝統芸能『播州歌舞伎』を学ぶ子どもたち」（井上文夫）の2事例である。

総合学習としては、「1蒼天にひびけ！『うれしの太鼓』―平成14年度『青組うれしの太鼓づくり』の実践から―」（渡信雄）、「2丹波焼を生かしたサギソウ鉢づくり―兵庫県篠山市立今田小学校―」（永田敏彦）、「3子どもが創る『ごごんさん祭り』―『総合的な学習』における和文化創造―」（佐藤真）の3事例である。

保育指導としては、「1童謡の『うさぎ』の踊りをみ

てみると・・・幼稚園における日本舞踊の実践事例から―」（畑野裕子）、「2和太鼓の響きを身体で感じる―保育園での実践から―」（名須川知子）の2事例である。

地域交流活動としては、「1郷土に根付いた淡路人形浄瑠璃の感動舞台―地域・学校による民俗芸能の発展的伝承」（田中悠美子）、「2『壬生狂言』ニュージージーランドの初舞台」（滝脇隆一）、「3無形文化財『猿舞』の自作上演による地域交流」（大畑健実）の3事例である。

これらの授業においては、「筆」「からくり人形」「柔道」「方言」「歌舞伎衣裳」「箏曲」「播州歌舞伎」「丹波焼」「郷土芸能」「日本舞踊」「太鼓演奏」「淡路人形浄瑠璃」「壬生狂言」などの和文化における多彩な領域の活動が取り上げられている。これらは、各授業名からも活動内容が想像でき、子供たちの積極的参加を誘発するものである。例えば、中等学校の体育の内容である武道としての柔道を、その理念や技術を踏まえながら小学校の児童においても、楽しく、容易に学習できる「体ほぐしの運動」としての「じゅうどうあそび」の事例は、次のような展開になっている。この事例における「寝技」の実践では、畳の特性を生かした準備体操として、「トカゲさん歩き」「船こぎ運動」などがなされている。次に、ペア同志で、正面や背後から抱きついて転がったり、自転車こぎなどの足合わせの活動がなされている。そして、同じぐらいの体重相手と亀の親子（四つん這いでペアの相手を乗せて動く）やコアラの親子（四つん這いでペアの相手が下からしがみついて動く）の活動が実施されている。

これらの活動を通して、児童たちは、「相手を感じる」「相手の呼吸や動きに合わせる」「相手と一体になって活動する」ことを体得する。さらに、これらの「体ほぐしの運動」を、「横四方固め」「袈裟固め」などの寝技活動に関連づける。そして、寝技としての型をお互いに練習し合うことによって、相手と自分との交流感、心と体の一体感を味わう。このような「じゅうどうあそび」から演武活動や和太鼓演奏との表現活動などへ発展させることによって学校における文化創造を期待できる。

「第3章 和文化教育の役立つ情報」では、「1和文化教育のウェブサイト開発」（齋藤裕磨・鈴木正敏）、「2和文化教育関連のウェブサイト情報」（菅原弘貴）、「3和文化教育関連の授業実践情報」（中村哲）の項目によって和文化教育の情報交流を意図するウェブサイト「和文化教育の風」（<http://hsdb.soc.hyogo-u.ac.jp/wabunka/index.htm>）、和文化領域のウェブサイト、和文化教育事例データベースの紹介がなされている。

このような文化創造としての和文化教育の構築と具体化を意図した本書の研究成果は、これまでの学校教育における教育課程と授業の編成、児童・生徒の学力、学校と地域の関連、個人間・学校間・地域間・国家間の交流

などを改革する新たな羅針を示し、文化力の観点から学校と社会における教育力の創生に寄与するものと意義づけられる。

これらの和文化教育の授業を参考に各学校が教育課程において教科指導、特別活動、総合学習、保育指導、地域交流活動の五つの場を設定し、和文化の技術を伝承すると共に、自分づくり、学校づくり、地域づくりとして文化創造的関与を生み出す授業に取り組むことを提言したい。なお、このような取り組みとしては、東広島市立向陽中学校において、『進んで 学び 考え 行う』力を育てるための指導方法の工夫改善～和文化の風を向陽に～という研究がなされている。具体的に選択教科として、国語科の能楽コース、社会科としての茶道コース、音楽科としての箏・尺八コース、美術科としての水墨画コース、保健体育科としての杖道コースの活動が設けられている。⁹⁾

これらの和文化教育の取り組みを発展させた学社融合に基づく学校と地域の文化創造活動として評価できる取り組みが、小松市にて実践されている中学生による「勸進帳」の上演活動である。歌舞伎を取り入れた教育を実践している学校としては、串原村立串原小学校（岐阜県）、両津市立片野尾小学校（新潟県）、中町立中町北小学校（兵庫県）、小原村立小原中学校（愛知県）、足利南高等学校（栃木県）、日本原高等学校（岡山県）などがあり、総合的学習の時間、選択授業科目、クラブ活動、夏休みなどの活用によって歌舞伎上演の活動がなされている。

これらの学校単独での取り組みに対して、地域の文化に根ざして学校づくりと地域づくりの一環として歌舞伎活動を実践しているのが小松市の取り組みである⁹⁾。小松の町づくりは、加賀三代藩主前田利常公が寛永16（1639）年に金沢から小松に居を移した頃から始まった。現在では、「歌舞伎のまち小松」として町づくりがなされている。その理由としては、曳山子供歌舞伎が奉納される「お旅まつり」と称される菟橋神社と本折日吉神社の春季例祭が催されていること、そして歌舞伎「勸進帳」の舞台である「安宅の関」が史跡として残っていることが指摘できる。毎年、現存している八基の曳山の舞台で、町内から選ばれた小・中学校の子供たちが、「菅原伝授手習鑑」などの歌舞伎外題の名場面を、三味線と浄瑠璃に合わせて演じるのである。

このような地域に根ざした歴史的文化を背景に、戦前から学校行事の一環として歌舞伎上演がなされていたとのことである。歌舞伎十八番の「勸進帳」も戦前・戦後において剣道の袴や金紙などを切り貼りした衣裳で、何回も演じられていた。そして、昭和59（1984）年に設立された小松市学校文化連盟の支援によって、義経奥州下り八百年に当たる昭和61（1986）年から市内の10校の中学校が持ち回りで「勸進帳」を校内と公会堂にて上演す

る活動が始まった。さらに、平成6（1994）年の第9回目から役者演技だけでなく、三味線・太鼓・小鼓・能管などの楽器演奏を加えて長唄も上演することになった。最近では、弁慶、義経、富樫、四天王、番卒、太刀持ちなどの役者を始め、唄・三味線・大鼓・小鼓などの長唄囃子連中、衣裳・化粧・髪・舞台制作・照明・音響・小道具から広報・宣伝・撮影・会場の係りまで生徒たちが役割分担して遂行する総合的活動になっている。

これらの活動を遂行するために、担当中学校においては次のように指導する。導入活動としては、生徒たちが地域と歌舞伎の関連を調べ、「勸進帳」の上演課題を決定する。さらに、「勸進帳」のビデオを視聴し、関連資料を収集する。このような資料収集を始めて、グループごとに「勸進帳」の調査研究をする。例えば、物語のあらすじ、登場人物、長唄囃子、「勸進帳」の舞台、歌舞伎の歴史、歌舞伎興行などが調査項目として設定する。展開活動としては、役者、長唄囃子連中、上演スタッフ、舞台制作、会場設営、企画運営などの役割分担活動をする。役者の活動としては、発生練習、台詞の読解、読合せ、台詞の言回しと抑揚、台詞の暗記、立稽古、心情表現などがなされる。台詞の指導は、①発声、②息継ぎの仕方、③せりふ回し、④間合い、⑤位取り（役に応じた読み分け）などの手順を踏まえて本格的になされる。演技指導では、幕開き、名乗り、義経主従の出、勸進帳の読み上げ、山伏問答、杖折檻、延年の舞、飛び六法などの場面ごとの所作稽古がなされる。

長唄囃子連中の活動としては、唄の発声、楽器の取り扱いと調整、基本奏法、譜本の読み方などがある。上演スタッフの活動としては、小道具・衣裳の種類把握、髪取り扱い、化粧・着付けの練習、進行台本制作などがある。舞台制作の活動としては、松羽目・竹羽目の製作、雛壇製作、緋毛氈・定式幕・揚幕の準備などがある。会場設営の活動としては、歌舞伎文字の研究、招き看板・提灯・幟旗の製作、部屋割の作成などがある。企画運営の活動としては、パンフレットの編集・印刷、ポスター・チラシの製作、案内状発送、渉外経理事務、連絡調整、記録などがある。

最後の活動として、上演活動になる。上演においても役者の演技、長唄囃子連中の演奏、上演スタッフの化粧・着付け、舞台制作の舞台設置、会場設営の案内表示、企画運営の受付業務などの活動がなされる。

これらの「勸進帳」上演に向けた活動においては、弁慶、義経、富樫、四天王、番卒、太刀持ちなどの役者の演技を始め、唄・三味線・大鼓・小鼓などの長唄囃子連中の演奏、各役者の化粧と着付け、会場準備などの多くの課題と問題を解決することによって実現されるのである。そのことは、参加した子供の感想として、「歌舞伎という難しいものに挑戦する事によって、何か大きなも

のをつかめるような気がします」と記載している感想文を通して理解できる。また、生徒たちは演技の所作や楽器の演奏において伝統的文化を支えている技術や技能を体得できる。これらの活動を通して、生徒たちは「世界に一つだけの花」の存在になり、生徒たち同志、生徒たちと先生方、生徒たちと保護者、学校と地域の人たちの人間的絆を強くし、学校だけでなく地域の文化力を創造していく活動として意義づけられる。

このように地域の文化内容に基づきながら学校における教育活動を創造し、地域の交流を発展させていく活動として具体化することが重要になる^④。

(2) 教師教育への具体化

教師教育への具体化の事例としては、本務校の兵庫教育大学の取り組みに基づく提言をしたい。兵庫教育大学は、1978年10月に主として現職教員の学校教育に関する高度な研究・研鑽の機会を確保する大学院修士課程と初等教育教員を養成する学部からなる新構想の教員養成大学として創設された。そして、学校教育に関しての理論的・実践的な教育と研究を担っている。周知のように本年から国立大学は法人として大学運営の自主運営を基盤とする制度改革がなされたのである。そのような制度改革の意図は、グローバル化時代に対応する個性輝く大学づくりにある。その為、各大学では基本的な理念・目標に基づく中期目標と中期計画の作成を図り、その達成度を評価される仕組みの中で、学長の指導体制に基づく大学運営がなされることになった。このような大学運営については賛否両論がある。しかし、これまでのように構成員である個々の教員が、専門の研究のみに没頭するだけでなく、社会的役割や機能の視野から大学の諸活動を活性化することが求められてきたと言える。その具体的取り組みとして、大学の理念に対応した教育課程を編成し、各授業科目の目標、内容、方法の工夫を図ることが責務になっている。

教員養成を担う大学においても教員免許状取得に必要な授業科目を設置するだけでなく、教員として求められる資質能力の形成を明確に担う授業科目の設置と教育課程の改革が大きな課題である。本学においても前述したように「文化創造指導者の養成を目的とする」教員養成の観点から学部と大学院の教育課程の検討を進めている。

本学における学校教育学部の教育課程の改善については、本年度に日本教育大学協会研究助成の支援を受け、「これまでの教員養成の教育課程における教科専門科目と教職専門科目との関連、教科専門科目間の関連、教職専門科目間の関連があまり図られなかった問題を、教師の資質能力として求められる学校や地域の文化創造指導力形成を目的とする文化創造的アプローチに基づいて改善し、特色ある教員養成の教育課程を編成し、個性輝く

教員養成大学づくりを意図する」取り組みを始めている。なお、本研究の目的と計画は、次のようになっている。

本研究は、現代社会における教育の課題と今後の教育改革の展望を視野に日本の伝統文化と地域文化（以下、和文化和称す）の価値と技術に根ざした児童・生徒の豊かな人間育成を推進する上で求められる教員の資質・能力の形成を図る教師教育カリキュラムを開発するところに目的がある。具体的研究目標としては、次の事項を設定している。

- ① 本学における学校教育学部のカリキュラム教養基礎科目、教職共通科目、専修専門科目における和文化関連科目と内容について調査する。
- ② 他大学等における和文化関連科目の内容を調査する。神戸大学大学院総合人間科学研究科（日本文化論講座）、京都造形芸術大学、池坊短期大学、立命館大学アート・リサーチセンター、国際日本文化研究センター、東京芸術大学などを調査対象とする。
- ③ 全国の小・中・高等学校における和文化に基づく授業実践に関するデータベースを開発する。
- ④ 伝統文化教育推進地域での小・中・高等学校のカリキュラムと授業について調査見学をする。
- ⑤ 調査内容に基づいて研究分担者の担当授業科目の内容を設計する。さらに、協力者担当の授業科目の内容との関連と系統を図る。
- ⑥ 文化指導力形成を意図した教師教育カリキュラムのモデル案を、文化教育基礎科目、表現文化専門科目、表現文化教育教職科目、体験文化専門科目、体験文化教育教職科目の視点から開発する。
- ⑦ 研究成果に関するウェブページの構築と報告書の刊行をする。

本研究では、研究過呈を第1期（5月～7月）、第2期（8月～9月）、第3期（10月～12月）、第4期（1月～3月）の4期に分けて遂行する。

第1期では、研究目的の「①本学における学校教育学部のカリキュラム教養基礎科目、教職共通科目、専修専門科目における和文化関連科目と内容について調査する。」を達成するために、本学の平成16年度シラバスの文献調査と担当教官へのインタビュー調査を実施する。和文化に関連する授業科目の開設曜日と時限、受講学年、授業目標と内容、授業間の関連などを調べる。調査結果を踏まえて、教養基礎科目、教職共通科目、専修専門科目において和文化内容を取り扱える授業科目と授業内容を仮説的に構想する。

第2期では、「②他大学等における和文化関連科目の内容を調査する。神戸大学大学院総合人間科学研究科（日本文化論講座）京都造形芸術大学、池坊短期大学、立命館大学アート・リサーチセンター、国際日本文化研究センター、東京芸術大学などを調査対象とする。」を

達成するために、各研究機関におけるシラバスと研究者一覧などの資料調査と各研究機関の訪問調査によって、教養基礎科目と専修専門科目の授業科目と授業内容を構想する。

第3期では、「③全国の小・中・高等学校における和 문화に基づく授業実践に関するデータベースを開発する。④伝統文化教育推進地域での小・中・高等学校のカリキュラムと授業について調査見学をする。⑤調査内容に基づいて研究分担者の担当授業科目の内容を設計する。さらに、協力者担当の授業科目の内容との関連と系統を図る。」を達成するために、教育情報誌の文献調査によって和 문화に基づく授業事例の活動内容、学校段階、学校名、学年、学校所在地のフィールドデータを整理し、データベースを開発する。これらのデータを参照して、和文化を活用している学校を訪問し、教職共通科目の取り扱いを調査する。調査内容を踏まえて各担当授業科目における和文化関連内容を設計する。また、他の科目との関連と系統について検討する。

第4期では、「⑥文化指導力形成を意図した教師教育カリキュラムのモデル案を、文化教育基礎科目、表現文化専門科目、表現文化教育教職科目、体験文化専門科目、体験文化教育教職科目の視点から開発する。⑦研究成果に関するウェブページの構築と報告書の刊行をする。」を達成するために、設計した各担当授業科目の性格を、文化教育基礎領域、表現文化教育領域、体験文化教育領域の視点から明確にする。なお、文化教育基礎領域としては、日本文化・国際文化・地域文化・情報活用・語学活用などに関する領域とする。表現文化教育領域としては、言語・造形・音曲・身体などに関連する文化領域とする。体験文化教育領域としては、工芸・芸能・武芸・生活・社会・生活などの文化領域とする。また、これまでの調査研究と開発研究の成果を報告書として刊行すると共に、ウェブページとしても公開する。

平成17年4月からの授業においては、開発カリキュラムに基づいて可能な限り授業実践を図る。さらに、「特色ある大学教育支援プログラム」の一環として個性輝く教員養成大学づくりを意図する。

本研究の取り組みは、研究の途中であるので、具体的な授業科目の内容に基づく教育課程の開発例を示すまでに至っていないが、後述の大学院の教育課程案を参照していただきたい。なお、本研究成果は、これまでの学部における教員養成としての教育課程を改革する提案として確信できる。なぜなら、これまでの大学における教育課程は、各専門領域の担当教員が、各自の研究関心によって計画された授業内容の寄せ集めの傾向が強かった。したがって、他の授業科目の内容との関連や系統性は、ほとんど省みられなかったの

ある。しかし、高等教育機関としての大学の役割は、個々の教員の知的資源を統合化して、地域社会、日本社会、国際社会に発信していくところにある。その意味では、全国の各大学が、各大学の理念に基づいた知的資源の統合化の観点から教育課程の改革に挑戦していくべきである。このような観点から文化創造的アプローチに基づく特色ある教員養成の教育課程編成の試みは、これまでの個々の児童・生徒の人間形成を含めて文化創造という社会的関与も視野に入れた教員養成を意図するものとして評価できる。⁸⁾

大学院については、平成13年度に「兵庫教育大学専門大学院補佐体制協力者会議」を設け、専門大学院の組織と教育課程案に関する論議を中心とし、その論議を踏まえながら構想案の具体化を進めていった。その過程において、専門大学院の組織を現行の学校教育研究科との関連性よりも独自性を強調するべきであるという考え方と現行の学校教育研究科を再編することによって専門大学院の特色を有する組織をも組み入れるべきであるという考え方が出されてきた。前者の考え方を「独立研究科としての専門大学院構想」として、「国際日本文化教育専攻の具体案」と「日本文化学実践教育専攻の具体案」を提示している。

これらは学校教育研究科の組織に独立的に新設する専攻案であり、日本の伝統・文化の独自性に関係する授業科目が教育課程の中核になっている。また、「国際日本文化教育専攻の具体案」と「日本文化学実践教育専攻の具体案」の相違は、後者では学校教育と社会教育における講座が分けられていること、専攻が表現で統一され表現の基本的方法に基づいて専攻が分けられていること、授業科目として日本文化学総合科目が設定されていることにある。さらに、後者の考え方を「再編研究科としての専門大学院構想」として、「文化創造教育専攻の具体案」を提示している。そして、これは学校教育研究科を課題解決教育専攻と文化創造教育専攻の二専攻組織として再編することが前提であり、「独立研究科としての専門大学院構想案」よりも日本文化と国際文化の共通性に関係する授業科目が教育課程の中核になっている。例えば、再編研究科としての専門大学院構想としての「文化創造教育専攻の具体案」は、現時点では私案であるが、次のように構想している⁹⁾。

組織

本専攻では、地域文化と国際文化に基づき日本文化の創造と人間性豊かな日本人育成を図る高度の専門性を有する教師教育を目的とする。そして、次の3つの講座(コース)を置く。

- ① 文化教育基礎講座(コース)
- ② 表現文化教育講座(コース)

③ 体験文化教育講座（コース）

(A) 講座の概要

① 文化教育基礎講座

本講座は、文化創造教育専攻における基礎講座である。そして、文化創造教育が依拠する地域文化と国際文化の統合を図り、文化創造教育を実践するための教育原理、カリキュラム編成、学習指導方法論について教育研究を行う。さらに、文化創造教育を実践するために必須である情報活用と語学活用のリテラシー形成についての教育研究を担う。なお、本講座は、地域文化分野、国際文化分野、情報活用分野、語学活用分野によって構成される。

② 表現文化教育講座

本講座は、文化創造教育専攻における発展講座である。そして、文化創造教育に対する表現的アプローチとしての視点である言語、遊戯、造形、音曲、身体に関する領域、教科、総合学習のカリキュラム編成と学習指導方法について教育研究を行う。さらに、表現文化教育を実践するために必須である表現能力形成の指導を担う。なお、本講座は、言語表現分野、遊戯表現分野、造形表現分野、音曲表現分野、身体表現分野によって構成される。

③ 体験文化教育講座

本講座は、文化創造教育専攻における発展講座である。そして、文化創造教育に対する体験的アプローチとしての視点である工芸、芸道、生活、社会、自然に関する領域、教科、総合学習のカリキュラム編成と学習指導方法について教育研究を行う。さらに、体験文化教育を実践するために必須である実技能力形成の指導を担う。なお、本講座は、工芸体験分野、芸道体験分野、生活体験分野、社会体験分野、自然体験分野によって構成される。

(B) 教育課程

・ 授業科目の区分と単位数

授業科目の区分としては、共通科目と専攻科目に区分される。そして、共通科目としては文化教育基礎講座で開設されている科目から履修する。なお、修了に必要な単位数は、8単位以上である。それらの中で、情報活用教育分野と語学活用教育の科目は各2単位以上を取得する。また、専攻科目は専門科目と課題研究に区分される。なお、専門科目としての修了に必要な単位数は、12単位以上であり、課題研究は、6単位である。最低修得単位数は、32単位である。さらに、6単位は専攻科目から修得する。

・ 授業科目の概要

文化教育基礎専攻

授業科目	単位数	授業形態	履修年次
日本文化分野			
日本文化教育基礎論	2	講義	1
日本文化教育基礎演習	2	演習	1.2
日本文化教育史	2	講義	1
日本文化教育史演習	2	演習	1.2
日本文化教育課程論	2	講義	1
日本文化教育材論	2	講演	1
日本文化教育認知研究	2	講演	1.2
日本文化教育研究	2	講演	1.2
日本文化教育実習	1	実習	1.2
国際文化分野			
国際文化教育基礎論	2	講義	1
国際文化教育基礎演習	2	演習	1.2
国際文化教育史	2	講義	1
国際文化教育史演習	2	演習	1.2
国際文化教育課程論	2	講義	1
国際文化教育材論	2	講演	1
国際文化教育認知研究	2	講演	1.2
国際文化教育研究	2	講演	1.2
国際文化教育実習	1	実習	1.2
情報活用分野			
情報活用教育基礎論	2	講義	1
情報活用教育基礎演習	2	演習	1.2
情報活用教育課程論	2	講義	1
情報活用教育材論	2	講演	1
情報活用教育社会研究	2	講習	1.2
情報活用教育認知研究	2	講習	1.2
情報活用教育開発研究	2	講習	1.2
情報活用授業研究	2	講演	1.2
情報活用基礎実習	1	実習	1.2
情報活用応用実習	1	実習	1.2
語学活用分野			
語学活用教育基礎論	2	講義	1
語学活用教育基礎演習	2	演習	1.2
日本語活用教育課程論	2	講義	1
日本語活用教材論	2	講演	1
日本語活用授業研究	2	講演	1.2
日本語活用実習	1	実習	1.2
英語活用教育課程論	2	講義	1
英語活用教材論	2	講演	1
英語活用授業研究	2	講演	1.2
英語活用実習	1	実習	1.2
中国語活用授業研究	2	講演	1.2
中国語活用実習	1	実習	1.2
韓国語活用授業研究	2	講演	1.2
韓国語活用実習	1	実習	1.2
課題研究	6		

表現文化教育講座

授業科目	単位数	授業形態	履修年次
言語表現分野			
言語表現教育課程論	2	講義	1
語法表現教材論	2	講演	1
語法表現授業研究	2	講演	1.2
語法表現実習	1	実習	1.2
音韻表現教材論	2	講演	1
音韻表現授業研究	2	講演	1.2
音韻表現実習	1	実習	1.2
文筆表現教材論	2	講演	1
文筆表現授業研究	2	講演	1.2
文筆表現実習	1	実習	1
書写表現教材論	2	講演	1
書写表現授業研究	2	講演	1.2
書写表現実習	1	実習	1.2
遊戯表現分野			
遊戯表現教育課程論	2	講義	1
遊戯表現教材論	2	講演	1
遊戯表現授業研究	2	講演	1.2
遊戯表現実習	1	実習	1.2
遊具表現教材論	2	講演	1
遊具表現授業研究	2	講演	1.2
遊具表現実習	1	実習	1.2
造形表現分野			
造形表現教育課程論	2	講義	1
書写表現教材論	2	講演	1
書写表現授業研究	2	講演	1.2
書写表現実習	1	実習	1.2
絵画表現教材論	2	講演	1
絵画表現授業研究	2	講演	1.2
絵画表現実習	1	実習	1.2
漫画表現教材論	2	講演	1
漫画表現授業研究	2	講演	1.2
漫画表現実習	1	実習	1.2
彫塑表現教材論	2	講演	1
彫塑表現授業研究	2	講演	1.2
彫塑表現実習	1	実習	1.2
デザイン表現教材論	2	講演	1
デザイン表現授業研究	2	講演	1.2
デザイン表現実習	1	実習	1.2
映像表現教材論	2	講演	1
映像表現授業研究	2	講演	1.2
映像表現実習	1	実習	1.2

文化創造的アプローチとしての和文化教育の構築と具体化

音曲表現分野			
音曲表現教育課程論	2	講義	1
歌唱表現教材論	2	講演	1
歌唱表現授業研究	2	講演	1.2
歌唱表現実習	1	実習	1.2
作曲表現教材論	2	講演	1
作曲表現授業研究	2	講演	1.2
作曲表現実習	1	実習	1.2
器楽表現教材論	2	講演	1
器楽表現授業研究	2	講演	1.2
器楽表現実習	1	実習	1.2
歌劇表現教材論	2	講演	1
歌劇表現授業研究	2	講演	1.2
歌劇表現実習	1	実習	1.2
身体表現分野			
身体表現教育課程論	2	講義	1
舞踊表現教材論	2	講演	1
舞踊表現授業研究	2	講演	1.2
舞踊表現実習	1	実習	1.2
無言劇表現教材論	2	講演	1
無言劇表現授業研究	2	講演	1.2
無言劇表現実習	1	実習	1.2
演劇表現教材論	2	講演	1
演劇表現授業研究	2	講演	1.2
演劇表現実習	1	実習	1.2
課題研究	6		1.2

体験文化教育講座

授業科目	単位数	授業形態	履修年次
工芸体験分野			
工芸体験教育課程論	2	講義	1
伝統工芸教材論	2	講演	1
伝統工芸体験授業研究	2	講演	1.2
伝統工芸体験実習	1	実習	1.2
現代工芸教材論	2	講演	1
現代工芸体験授業研究	2	講演	1.2
現代工芸体験実習	1	実習	1.2
加工体験教材論	2	講演	1
加工体験授業研究	2	講演	1.2
加工体験実習	1	実習	1
芸能体験分野			
芸能体験教育課程論	2	講義	1
芸能教材論	2	講演	1
芸能体験授業研究	2	講演	1.2
芸事体験実習	1	実習	1.2
演芸体験実習	1	実習	1.2
地域芸能体験実習	1	実習	1.2
民族芸能体験実習	1	実習	1.2
武芸体験分野			
武芸体験教育課程論		講義	1
武芸教材論	2	講演	1
武芸体験授業研究	2	講演	1.2
馬術体験実習	1	実習	1.2
柔術体験実習	1	実習	1.2
剣術体験実習	1	実習	1.2
弓術体験実習	1	実習	1.2
薙刀体験実習	1	実習	1.2
生活体験分野			
生活体験教育課程論	2	講義	1
衣文化教材論	2	講演	1
衣文化体験授業研究	2	講演	1.2
衣文化体験実習	1	実習	1.2
食文化教材論	2	講演	1
食文化体験授業研究	2	講演	1.2
食文化体験実習	1	実習	1.2
住文化教材論	2	講演	1
住文化体験授業研究	2	講演	1.2
住文化体験実習	1	実習	1.2
地域体験分野			
地域体験教育課程論	2	講義	1
地域教材論	2	講演	1
地域体験授業研究	2	講演	1.2
地域調査実習	1	実習	1.2
地域調査実習	1	実習	1.2
地域参加実習	1	実習	1.2
地域施設実習	1	実習	1.2
自然体験分野			
自然体験教育課程論	2	講義	1
自然教材論	2	講演	1
自然体験授業研究	2	講演	1.2
自然体験実習	1	実習	1.2
自然観察実習	1	実習	1.2
自然調査実習	1	実習	1.2
植物栽培実習	1	実習	1.2
動物飼育実習	1	実習	1.2
課題研究	6		1.2

この構想案に基づく専門大学院は、「高度専門職業人として世界にも貢献できる教員になるための社会人（教員も含む）の大学」を基本的性格として、現職教師だけでなく教育に関心を有する国内外の社会人をも対象に学校教育を含む生涯教育にも関与できる高度専門的実践能力・技能を重視する教育・研究機関になる。そして、その性格の基盤として地域文化とグローバル文化の交流を基軸として、世界においても貢献できる文化創造指導者としての教育者を育成する理念が掲げられる。さらに、現行の大学院修士課程である学校教育研究科（以下、新構想教育大学院と称す。）と比較すると、文化創造指導者養成としての専門大学院の特性が次のように指摘できる。

＊カリキュラム編成方針

- ・新構想教育大学院では、学校教育に関与する専門性を視点にカリキュラムが構成されている。そして、各学問の専門的知識体系に基づくカリキュラムおよび授業科目になっている。
- ・専門大学院では、生涯教育（家庭・学校・社会）に関与する専門性を視点にカリキュラムを構成する。専門大学院では各文化領域の高度専門的実践能力・技能などの実践に基づくカリキュラムおよび授業科目を重視する。さらに、言語活用能力、情報処理能力、造形表現能力、工芸技術、演奏能力、運動（舞踊・武道）能力などの資格を認定できるようにする。特に、言語活用能力と情報処理能力は、基礎的能力として位置づける。

＊カリキュラム内容

- ・新構想教育大学院でのカリキュラムおよび授業科目では、西洋文化の内容が重視されている。
- ・専門大学院でのカリキュラムおよび授業科目では、日本および地域の文化内容を積極的に組み入れる。例えば、伝統芸能、伝統工芸、邦楽、日舞、武道など。

＊大学の役割

- ・新構想教育大学院での学生は、日本国籍を有するものがほとんどを占めているので大学の役割が国内に限定されている。
- ・専門大学院での学生は、日本国籍だけでなく外国籍の学生を積極的に受け入れるので大学の役割が海外にも焦点づけられる。

＊大学の学習者（受け入れ対象学生）

- ・新構想教育大学院では基本的に国内の現職教員を学生として受け入れている。
- ・専門大学院では現職教員だけでなく大学卒業資格を有している国内外の社会人をも学生として受け入れる。また、企業や公的機関などに勤務している人や家事に従事している人における教師希望者を積極的に学生として受け入れる。

***学習者の修了後の進路**

- 新構想教育大学院修了後の主な進路としては、国内の学校における教師として就職するか、復職するかである。
- 専門大学院修了後の主な進路としては、国内の教育機関だけでなく海外の教育機関（日本人学校を含む。）、海外への教育援助機関、国内における外国人子女を受け入れる学校などもある。

***教官の資格**

- 新構想教育大学院の教官資格は、大学院の学歴、専門分野の研究論文および著書などの業績が重視されている。
- 専門大学院での教官資格は、学歴、論文および著書などよりも能力技能の資格、経験年数、実技内容などが重視される。

***学外の協力体制**

- 新構想教育大学院では国内外の姉妹校、連合校での単位互換制度が活用されている。
- 専門大学院では国内外の姉妹校、連合校だけでなく、県の教育研修所や生涯学習機関における研修内容等についても単位互換を可能とする。

このような特性を有する文化創造指導者養成としての専門大学院は、これまでの新構想教育大学院との連携を図ることによって、国内の教育制度内教員養成としてのこれまでの大学の役割を国内外における文化創造指導者養成としての大学の役割へ発展させるところに意義がある。その意味では、グローバル化時代に対応する教師教育を担う大学への発展が期待できる。さらに、学部における教育課程との系統性を図り、今後の教員の資質形成において求められる「地球的視野にたって行動するための資質能力」「変化の時代を生きる社会人に求められる資質能力」「教員の職務から必然的に求められる資質能力」を意図して高度な専門的資質を有する教員養成を具体化していくことが求められる。

文化創造的アプローチに基づく教師教育への具体化の事例として、私自身が代表者として関与してきた兵庫教育大学の取り組みを述べてきたのである。現段階では、本大学におけるひとつの構想案であるが、本事例を参考に全国の教員養成を担う大学が個性輝く大学づくりの方策として教育課程の改革を図ることを期待したい。

主な参考・引用文献

- ① 中村 哲『社会科授業実践の規則性に関する研究』清水書院 平成3年2月。
- ② 「緊急！子どもが学校につぶされる」のサイトにおける学校による凄まじい生徒いじめの実態のページから部分的に抽出。

- ③ 兵庫教育大学大学院補佐体制協力者会議『文化創造指導者の養成を目的とする大学院構想案』平成14年3月。
- ④ 『中等教育資料』平成6年12月号。『初等教育資料』平成12年7月号増刊増刊。『初等教育資料』平成13年11月号増刊。京都市教育委員会『伝統文化教育推進事業研究報告』平成12年12月。
- ⑤ 教育課程審議会『教育課程の基準の改善の基本方向について』平成9年11月。
- ⑥ 中央教育審議会『新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について』平成15年3月。
- ⑦ 中村 哲「文化創造としての和文化教育の試み」『朝日21関西スクエア』第48号、平成15年1月。
- ⑧ 文化審議会『文化を大切にする社会の構築について～一人一人が心豊かに生きる社会を目指して』平成14年4月。
- ⑨ 斎藤 孝『身体感覚を取り戻す 腰・ハラ文化の再生』NHKブックス 2000年8月。
- ⑩ 経済財政諮問会議専門調査会『「日本21世紀ビジョン」専門調査会報告書概要』2005年4月。
- ⑪ 中村 哲編著『「和文化の風」を学校に一心技体の場づくり』明治図書 2003年10月。
- ⑫ 東広島市立向陽中学校『「進んで学び考え行う」力を育てるための指導方法の工夫改善～和文化の風を向陽に～』平成16年1月。
- ⑬ 日本学校音楽教育実践学会編『日本音楽を学校で教えるということ』音楽之友社 2001年8月。
- ⑭ J.S.ブルーナー、岡本夏木、池上貴美子、岡村佳子訳『教育という文化』岩波書店 2004年4月。
- ⑮ 平成16年度日本教育大学協会研究助成報告書『文化指導力形成を責囚した教師教育カリキュラムの開発～和文化教育を視点にして』平成17年3月。
- ⑯ 兵庫教育大学大学院補佐体制協力者会議 前掲書 平成14年3月。